

るのである。

実行方法
新執行委員會一任。

第十一號議案 勞働者災害扶助法改正要求に關する件

本部提出

理由

工場法、健康保険法の適用を受けず労働者保護法の國外で積年虐待られてゐた労働階級の兄弟達によく災害扶助法が實施され以来の實踐に鑑み、幾多の不備、缺陷を暴露してゐるのでこれが即時改正を要求して労働者階級の均等なる権益を主張するものである。

実行方法

具体案は新執行委員會に於て立案せしむ。

第十三號議案 坑夫の賃金値上げ闘争に關する件

日本石炭礦夫組合提出

理由

軍事インフレの餘憲を受けて炭界は最も日覺しい活況を呈し、炭價は暴騰して、箕面炭田には失業群の影を没するまでの好況で炭坑資本家は巨利を收めてゐるにも關らず、殺人不況時代と同一の賃金に箕面労働者の賃金を釘付けして一文の賃金値上げをせず、インフレに依る物價狂騰の重壓を礦夫大衆のみ負はせて、錦山資本家は只だ一途に不況時代の赤字埋め合せと苟固にのみ努力であるのはわれ等の新じて黙過し得べからざることである。故に本大會に本案を提出し大會の決議を以てこの實現を期せむとするものである。

実行方法

新執行委員會一任。

第十四號議案 失業保険組合加入に關する件

本部提出

理由

失業保険制度の確立は現下の失業問題に對するわれ等の緊急當面の基本的主張である。今般、日本労働會議共済部に於て失業保険組合が結成されたのであるが、その規約に附し、失業に依つて蒙る労働階級の打撃を最小限度に留めるためにこゝに本案を提出するものである。

実行方法

新執行委員會に一任し、九州聯合會加盟團体の全組合員は舉つて、この組合に加入する詳細なる具體案を講せしむ。